

大通達甲（人少）第16号
大通達甲（生搜）第14号
大通達甲（組対）第8号
大通達甲（交指）第11号
令和7年11月7日
簿冊名 例規（1年）
保存期間 1年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

生活安全部長
刑事部長
交通部長

少年非行情勢の変容を踏まえた非行集団等に対する実態把握及び対策の強化について（通達）

少年非行情勢については、少年人口が減少傾向を維持する中、刑法犯少年の検挙人員が戦後最少であった令和3年から3年連続で増加しており、懸念するべき兆候が見られる。また、SNS上の犯罪実行者募集情報や地元の非行集団等における人間関係等を通じて匿名・流動型犯罪グループに加担し、犯罪の実行役として特殊詐欺や侵入強盗等の組織的な犯罪を敢行する少年が見られるなど、その情勢は変容を見せつつある。

そのような中、少年のみによる事件の共犯率は、20歳以上の者のみによる事件と比べて2倍以上の高水準で推移していることが示すとおり、周囲からの影響を受けやすい少年を非行集団等から切り離し善導していくことは、少年警察活動の目的の一つである「少年の健全な育成」を期することはもとより、暴力団や匿名・流動型犯罪グループを始めとする犯罪組織に加担する少年を増やさないためにもその重要性が増しているところである。

各所属にあっては、大分県警察匿名・流動型犯罪グループ対策推進要綱（令和6年6月20日付け大通達甲（刑）第12号ほか別添）の規定による部門間の連携の強化及び情報の共有等も念頭に置き、下記のとおり、少年非行情勢の変容を踏まえた非行集団等に対する実態把握及び対策の強化に努められたい。

記

1 実態把握等の対象

(1) 非行集団等

実態把握等の対象は、次のいずれかに該当するもの（以下「非行集団等」という。）とする。

ア 非行集団

組織性・継続性を有し、少年を主とする3人以上の集団であって、集団として非行

行為を繰り返すほか、構成員の非行を容認し、及び助長し、かつ、非行により構成員間の連帶を強める性格のもの

イ 非行集団には至らないものの、非行や不良行為を繰り返す少年を主とする3人以上のグループ

従来の暴走族のような階層性を有しておらず、また、集団として非行や不良行為を繰り返すこともないが、非行や不良行為を繰り返す少年を主として、SNSや繁華街等における深夜はいかい等を通じた緩やかなネットワークによって繋がる3人以上の少年で構成されるもの。

(2) 非行集団等と犯罪組織との関係性

非行集団等の中には、暴力団や匿名・流動型犯罪グループを始めとする犯罪組織と関係を持つ集団もある。その関係性は、これら犯罪組織の手足となって強盗や特殊詐欺、薬物犯罪等に関与するといった従属性が見られる。非行集団等がこれら犯罪組織の主たる人的供給源の一つになっていること等の背景に、非行集団等と犯罪組織との人的つながりがうかがわれることから、これらの関係性についても、関係部門と連携し、実態把握等の対象とする。

2 実態把握の推進

(1) あらゆる警察活動を通じた実態把握

事件検挙、交通違反の取締り、職務質問、街頭補導、巡回連絡、少年補導職員による活動等を始めとするあらゆる警察活動を通じて非行集団等の実態把握に努めること。特に、非行少年が多数い集する場所や施設等については、施設管理者や関係機関等とも連携し、非行集団等の実態把握に努めること。

また、少年らがLINE、Instagram、X等のSNSや匿名性の高い通信アプリを利用して緩やかにつながっている現状を踏まえ、サイバーパトロールや事件検挙時等の携帯電話の解析等による情報収集も併せて行うなど、非行少年を取り巻く環境を踏まえた実態把握を推進すること。

(2) 実態把握に当たっての留意事項

ア 実態把握を通じて収集した非行集団等の情報は、生活安全部人身安全・少年課（以下「人身安全・少年課」という。）に報告すること。報告を受けた人身安全・少年課は、その情報を適切に集約管理し、関係部門とも連携して総合的な分析を行うこと。

また、非行集団等の結成・解散や構成員の加入・離脱等による集団的不良交友関係の変化は、頻繁に起こり得ることから、常に最新の実態の把握とこれに基づく基礎資料の更新に努めること。

イ 実態把握に当たっては、少年の特性についての専門的な知識と少年の取扱いについての技能を有する少年補導職員による少年相談、継続補導、触法・ぐ犯・不良行為少年事案の処理、家出少年への対応等が有効であることから、その積極的な運用に努めること。

3 実態把握の結果に基づく対策

(1) 総合的な対策の推進

実態把握を通じて把握された非行集団等に対しては、その組織実態に応じて、違法行為の取締り、離脱を望む構成員の離脱支援・保護等の複数の手段を検討し、非行集団等の検挙・解体と構成員たる少年の健全育成につなげること。

また、実態把握や取締り等を通じて「匿名・流動型犯罪グループ対策における重点取組対象事犯の指定及びその実態解明・取締り等の推進について」(令和7年8月8日付け大通達甲(組対)第6号ほか)に規定する重点取組対象事犯の実態解明・取締り等に資する情報を入手した場合には、当該情報に係る事犯の取締り等を担当する部門及び刑事部組織犯罪対策課匿名・流動型犯罪グループ対策班と情報共有を図り、匿名・流動型犯罪グループ対策とも連動した総合的な対策の推進に努めること。

(2) ぐ犯調査の活用

実態把握を通じて非行集団等の構成員又は関係者として把握した少年に対しては、ぐ犯調査を適切に行い、少年の特性を踏まえた上で送致や通告の措置を執る等、ぐ犯調査を積極的かつ適切に活用することにより、その健全育成や更生を促すことを通じて、非行集団等への再帰や匿名・流動型犯罪グループへの関与等を未然に防止するための措置を講じること。

(3) 指定暴力団等への加入の強要等に対する措置の活用

非行集団等の実態把握を通じて、指定暴力団員による少年に対する指定暴力団等への加入の強要等が疑われる情報を把握した場合には、暴力団対策部門と共有し、及び連携し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第18条に基づく措置が執られるようすること。

(4) 広報の効果的な活用

非行集団等の構成員の検挙等を当該非行集団等の解体につなげるほか、地域の安心感を醸成し、また、同種非行集団等に警鐘を鳴らすため、広報の効果的な活用に努めること。

(人 身 安 全 ・ 少 年 課 企 画 ・ 指 導 係)

(生 活 安 全 捜 査 課 企 画 ・ 指 導 係)

(組織犯罪対策課匿名・流動型犯罪グループ対策班)

(交 通 指 導 課 暴 走 族 対 策 係)